

2019年2月21日
日本生命保険相互会社
ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

ニッセイ・ウェルス生命の新商品発売と日本生命による販売サポート開始について

年金新時代

生存保障重視特則付指定通貨建個人年金保険

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（代表取締役社長：井本満、以下「ニッセイ・ウェルス生命」）は、2019年4月より、新商品『年金新時代』*1（以下「当商品」）を発売し、日本生命保険相互会社（代表取締役社長：清水博、以下「日本生命」）およびニッセイ・ウェルス生命の提携金融機関にて販売を開始いたします。当商品の発売により、日本生命グループとしての商品ラインアップが拡充し、日本生命のホールセラーによるニッセイ・ウェルス生命商品の販売サポートを本格的に開始することで、これまで以上に、お客様ニーズに幅広く、柔軟にお応えしてまいります。

*1 正式名称：生存保障重視特則付指定通貨建個人年金保険

1. 商品の特徴

当商品は、死亡保障や解約払戻金を抑制し、年金受取開始時まで生存した場合の年金額（年金原資）を大きくするトンチン性*2を取入れた一時払の定額個人年金保険です。

「人生100年時代」に備え、お受取りになった年金はご自身の充実したセカンドライフのために計画的に活用いただくことができます。

*2 トンチン性とは、死亡時の保障を抑えることで、その分、生きている他の加入者への給付を大きくする仕組みです。考案者のイタリア人“ロレンツォ・トンティ”の名前に由来するといわれています。

■ ポイント

1) 据置期間中の死亡保障や解約払戻金を低く抑えることにより、その分、年金受取開始時まで生存した場合の年金原資を大きくします。

・死亡給付割合は、契約時に一時払保険料に対して100%か70%のいずれかを指定いただきます。

・据置期間*3は幅広く選択いただけます。

*3 円：5・10・15・20年

米ドル・豪ドル：3～10年（1年単位）

2) 契約時に指定通貨建の年金原資の額が確定します。

・円、米ドル、豪ドルの3種類の通貨から選択いただけます。

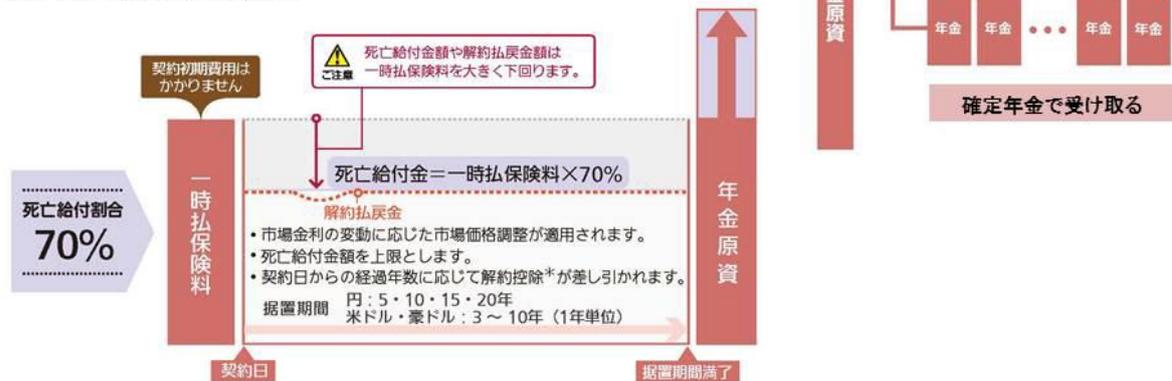
3) 据置期間満了時の受取方法は、一時金受取も選択いただけます。

■ 仕組み

【イメージ図】 死亡給付割合：100%の場合



【イメージ図】 死亡給付割合：70%の場合



*解約控除額は基本給付金額（一時払保険料相当額）に解約控除率を乗じた金額となります。解約控除率は経過年数に応じて、円建の場合は0.1%～1.0%、米ドル建・豪ドル建の場合は0.7%～7.0%となります。

2. 日本生命による商品販売サポート開始

日本生命とニッセイ・ウェルス生命の両社は、昨年の経営統合を契機として、グループ一体となってお客様に最適な商品を提供する体制づくりを目指してまいりました。

このたび、日本生命のホールセラーによるニッセイ・ウェルス生命商品の販売サポートを本格的に開始いたします。

ニッセイ・ウェルス生命は、これまで主に、証券会社やメガバンクを通じて、商品を販売してまいりましたが、今後は、日本生命の全国に展開するネットワークを活用し、地域金融機関を通じた商品販売にも一層取組んでまいります。

今後も、日本生命グループは、多様化するお客様ニーズに対して機動的に対応すべく、グループとしての商品ラインアップの拡充・強化に取り組んでまいります。

当資料は商品の概要を説明したものです。商品のご検討にあたっては、必ず「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

▼市場リスク・為替リスクについて

- ・ 解約時の受取額が一時払保険料を下回ることがあります。

この保険は、据置期間中の解約払戻金額に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

- ・ 為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。

指定通貨が外国通貨の場合、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料や年金等の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

▼死亡給付金額・解約払戻金額について

- ・ 死亡給付金額や解約払戻金額が、一時払保険料を上回ることはありません。

この保険の死亡給付金額や解約払戻金額は、一時払保険料に死亡給付割合を乗じた金額が上限となるため、一時払保険料を上回ることはありません。さらに、指定された死亡給付割合が100%未満の場合、一時払保険料を大きく下回ります。

▼お客様にご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、次の費用の合計額です。

また、指定通貨が外国通貨の場合、外国通貨のお取扱いに必要な費用があります。

【ご契約時の費用】

- ・ ご契約時にご負担いただく費用はありません。

【保険期間中の費用】

- ・ 年金受取時の費用として、毎年の年金受取時に年金額の1%を上限に年金管理費を積立金から控除します。年金管理費は、年金受取開始時に定まり、年金受取期間を通じて適用されます。なお、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結に必要な費用およびご契約の維持に必要な費用を差し引いています。
- ・ 目標額到達時円建終身保険移行特約による円建終身保険への移行後は、費用等を控除したニッセイ・ウェルス生命の定める率により運用します。

【外国通貨のお取扱いに必要となる費用】

- ・ 特約の付加による次の場合、適用される為替レートとTTM（対顧客電信仲値）^{*1}との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

指定通貨	適用為替レート	
米ドル 豪ドル	保険料を円貨で払込む場合 【保険料円入金特約】	TTM+50銭
	死亡給付金等を円貨で受取る場合 【円支払特約Ⅱ】	TTM-50銭
	目標額到達後、円建終身保険に移行する場合 【目標額到達時円建終身保険移行特約】	

^{*1} TTM（対顧客電信仲値）は、ニッセイ・ウェルス生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記の為替レートは2019年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

- ・ 一時払保険料を外貨にてお払込みになる際、および年金等を外貨でお受取りになる際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。くわしくは、取扱金融機関にご確認ください。

【解約時にご負担いただく費用（解約控除）】

- ・ 据置期間中に解約・減額される場合には、契約日から最長10年間は、契約日から解約・減額の計算基準日までの経過年数に応じた解約控除を積立金から差し引きます。
- ・ 解約控除額は基本給付金額（一時払保険料相当額）^{*2}に解約控除率を乗じた金額となります。

^{*2} 減額の場合は、減額する部分の基本給付金額

- ・ 解約控除率は経過年数に応じて、円建の場合は0.1%～1.0%、米ドル建・豪ドル建の場合は0.7%～7.0%となります。くわしくは契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）をご覧ください。

以 上